

第 3 部 施設別技術指針

第 8 章 その他施設

自然公園等事業技術指針（試行版）
平成 13 年度



自然公園等施設技術指針 平成 25 年 6 月

その他施設に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針 第8章 その他施設
目 次

第8章 その他施設	その他 1
Ⅰ その他施設の種類と基本方針	その他 1
Ⅰ－1 その他施設の種類	その他 1
Ⅰ－2 その他施設に関する基本方針	その他 1
Ⅱ その他施設に関する技術指針	その他 2
Ⅱ－1 その他施設の設計の考え方	その他 2
（i）自然再生施設	その他 2
（ii）植生復元施設	その他 5

第8章 その他施設

I その他施設の種類と基本方針

I－1 その他施設の種類

自然公園等事業で整備の対象となる自然公園等施設は、「第1部自然公園の事業を進めるに当たっての基本的考え方 P1 図1」において示される公園事業となる施設の種類の種類が該当する。

これらのうち、道路（歩道）、園地、野営場、博物展示施設、公衆便所、駐車場及び公共標識（サイン類）については第3部第1章から第7章において示されているところであるが、これらを除くその他施設には次のようなものがある。

- | | |
|--------|---|
| (利用施設) | ・道路（車道）
・橋
・給水施設
・排水施設 |
| (保護施設) | ・植生復元施設
・動物繁殖施設
・砂防施設
・防火施設
・自然再生施設 |

これらの施設の定義については、「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成15年5月28日環自国発第030528006号）別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」に準じる。

I－2 その他施設に関する基本方針

その他施設のうちの保護施設に関する基本方針と整備の手順は、第1章総論の基本方針、整備の手順等に基づくものとするが、その施設の性格上、計画調査や設計調査において自然条件等に関し十分な調査を行い、地域特性を踏まえて、自然環境、景観、生物の多様性の確保等に特に配慮するものとする。

また、利用施設に関する基本方針と整備の手順は、保護施設と同様、第1章総論の基本方針、整備の手順等に基づくものとし、第1章から第3章の歩道、園地及び野営場における基本方針、整備の手順、基本計画、基本設計、実施設計等に準じるものとする。

Ⅱ その他施設に関する技術指針

Ⅱ－１ その他施設の設計の考え方

その他の施設のうち、植生復元施設と自然再生施設について、その技術内容について示す。
法面緑化については「自然公園における法面緑化指針（案）環境省自然環境局」に基づくものとする。

（ⅰ）自然再生施設

（Ａ）設計の考え方

（自然再生とは）

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理すること。

保	全	良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為
再	生	自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為
創	出	大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為
維持管理		再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

（自然再生の基本理念）

・生物多様性の確保

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行う。

・地域の多様な主体の参加と連携

自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施する。

・科学的知見に基づく実施

自然再生は地域における自然環境の特性、自然の復元力および生態系の微妙な均衡などを踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施する。

・順応的な進め方

自然再生事業は、事業の着手においても自然再生の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを当該事業に反映させる方法により実施する。

・自然環境学習の推進

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮する。

(自然再生事業の流れ)

自然再生事業の流れは以下の通りとする。

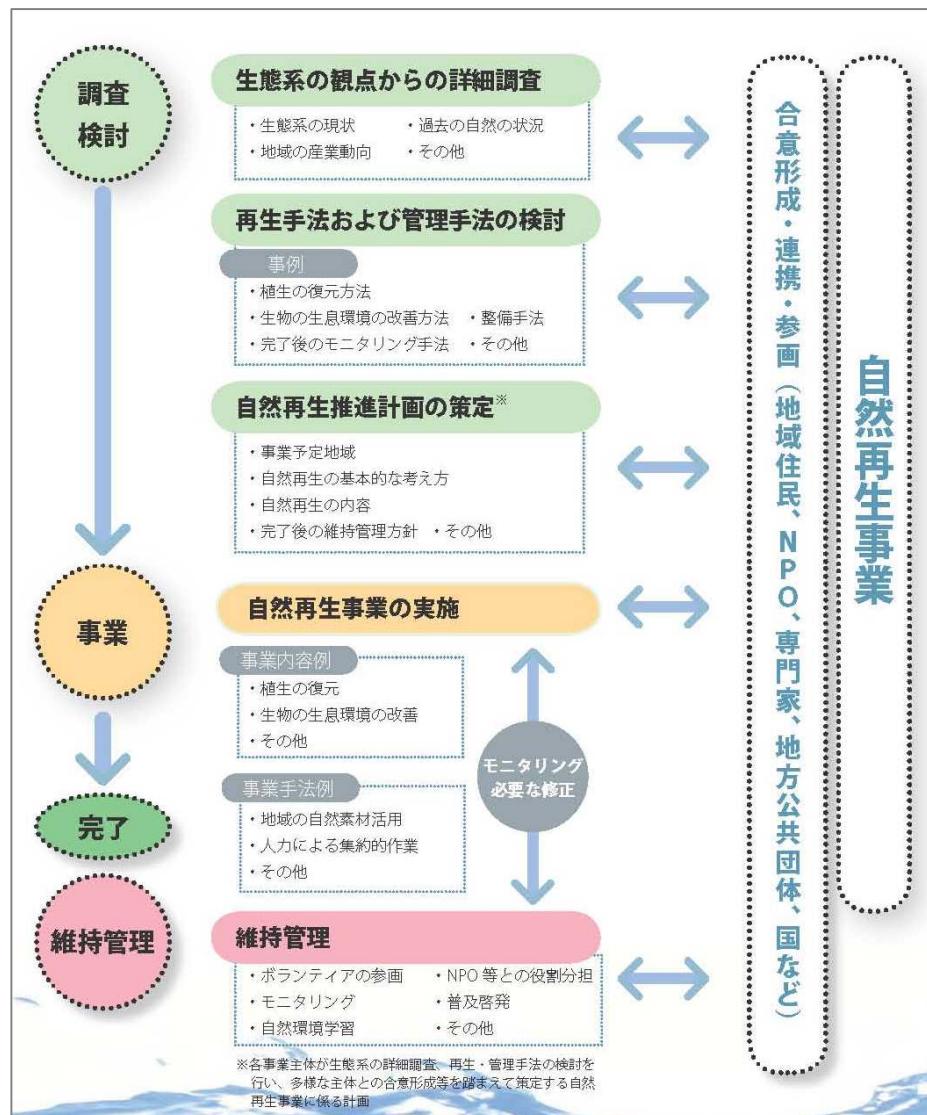


図 1 自然再生事業の流れ

(「全国の自然再生の取組み 自然との共生をめざして」環境省パンフレット)

(B) 設計例

自然再生事業の例を以下に示す。

表 1 自然再生事業の例

事業	自然再生の手法	内容
釧路湿原	・ 森林の再生により流域の保水能力、土砂流入防止機能を向上させる① ・ 湿原周辺の未利用地等で湿原の再生を図る②	①達古武地域における自然林再生 ②広里地域における湿原の再生
サロベツ	・ 地下水位の低下抑制① ・ 泥炭採取地の復元② ・ 農地と湿地の緩衝地帯の整備③	①水抜き水路の堰上げ等による地下水位の低下抑制 ②泥炭採取跡地における湿原植生回復 ③農地と湿地の緩衝地帯の整備
小笠原	・ 外来種に攪乱された生態系の健全化①②③ ・ 海洋島に残された固有種島の保全①②③ ・ 自然を再生し、自然と共生するための地域作り③	①外来種の駆除、自然再生手法の検討 ②外来種駆除の実施 ③外来種の駆除に取り組む地域づくり

(「全国の自然再生の取組み 自然との共生をめざして」環境省パンフレットを編集)

(ii) 植生復元施設

(A) 設計の考え方

登山者の利用によって脆弱な高山植生や湿原植生が破壊される場合など、人の影響によって破壊された植生に対して植生復元施設の整備を行う。

植生復元の施設の整備に当たっては以下の点に留意することとする。

- ①自然生態系の維持・修復・保全に資すること
- ②自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること
- ③工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること

植生復元施設の整備に当たり使用する材料等は以下の考え方の基づくものとする。

- ①使用する材料は、施工場所にある材料（土、石材、木材等）を活用する
- ②外部から材料を持ち込む場合は、自然の材料または、植生復元後腐植などにより消滅する自然由来の材料を基本とする
- ③播種や苗木を植栽する場合は、施工場所から採取された種子を用いることを基本とする

植生復元施設の整備に先立ち、植生、土壌、水系、利用状況などを調査し、植生が失われた原因・メカニズムを明確にし、整備の効果を予測するとともに、施工後、予測通りに植生が回復しているか確認することとする。

植生が予測通りに回復していない場合、原因を検討し、さらに対策を講じるものとする。

(B) 設計例

植生復元施設の整備にあたり、具体的な例を以下に示す。

登山道の植生復元の例

浸食の進んだ登山道、拡幅や複線化の進んだ登山道の改修は、荒廃した周辺の自然環境の回復を目的とする植生復元施設の整備を主として行う場合がある。

具体的には、ステップを兼ねた土留工の整備による地形回復と植生回復、立入防止柵の設置などがあげられる。

